

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

（単位：百万円）

団体名 身延町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,997	4,263	328	6,588

1. 一般会計等の財政状況

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,533	9,796	737	689	644	11,183	
青少年自然の里特別会計	41	41	0	0	10	-	
一般会計等	10,564	9,827	737	689		11,183	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	1,993	1,991	2	2	211	-	-	
老人保健特別会計	278	277	1	1	7	-	-	
後期高齢者医療特別会計	419	417	2	1	274	-	-	
介護保険特別会計	1,783	1,767	16	16	302	-	-	
介護サービス特別会計	6	6	0	0	0	35	28	
簡易水道事業特別会計	902	885	17	0	280	3,546	2,752	
農業集落排水事業等特別会計	39	39	0	0	28	172	166	
下水道事業特別会計	2,009	1,999	9	1	512	3,828	3,200	
下部奥の湯温泉事業特別会計	6	6	1	1	-	-	-	
公営企業会計等 計				22		7,581	6,146	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
峡南広域行政組合 (一般会計)	1,586	1,568	18	18	27	311	86	
峡南広域行政組合 (峡南ふるさと市町村圏特別会計)	21	21	1	1	1	-	-	
峡南広域行政組合 (介護保険特別会計)	250	245	5	5	35	-	-	
峡南衛生組合	592	583	9	9	44	498	339	
身延町早川町国民健康保険病院 一部事務組合	1,532	1,602	△ 70	867	-	967	570	法適用
山梨県市町村総合事務組合 (一般会計)	7,326	7,316	10	10	2,193	-	-	
山梨県市町村総合事務組合 (行政手続の電子化事業特別会計)	123	93	30	30	-	-	-	
山梨県市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	116	115	0	0	27	-	-	
山梨県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	614	582	32	32	-	-	-	
山梨県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	72,515	70,406	2,109	2,109	623	-	-	
山梨県市町村自治センター	385	379	6	6	113	-	-	
山梨県市町村議会議員 公務災害補償等組合	1	1	0	0	0	-	-	
一部事務組合等 計				3,087		1,776	995	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	911	813	△ 98
減債基金	575	543	△ 32
その他充当可能基金	2,758	2,768	10
充当可能基金計	4,244	4,124	△ 120

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.88	10.45	1.57	△ 14.20	△ 20.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	9.31	10.78	1.47	△ 19.20	△ 40.00	農業集落排水事業等特別会計	-	-	-
実質公債費比率	14.8	16.2	1.40	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	94.8	89.6	△ 5.20	350.0		下部奥の湯温泉事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.31	0.31	0.00						
経常収支比率	89.8	84.5	△ 5.30						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。